

和歌山工業高等専門学校図書委員会規則

制 定 平成 5 年 4 月 1 日

最近改正 令和 7 年 9 月 2 4 日

(目的)

第 1 条 この規則は、和歌山工業高等専門学校メディアセンター規則第 7 条第 2 項の規定に基づき、和歌山工業高等専門学校図書委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の事項について審議する。

- 一 図書館管理運営の基本方針に関すること。
- 二 図書等の購入計画及び選定並びにこれに必要な予算配分及びその執行に関すること。
- 三 視聴覚関係に関すること。
- 四 学生図書委員の指導に関すること。
- 五 その他図書館行事等に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 メディアセンター長
- 二 各科教員 1 名
- 三 図書係長
- 四 その他校長が指名する者

2 前項第二号の委員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、メディアセンター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、前条第 1 項第二号の委員の中から、委員長が指名した者がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第 5 条 委員長が必要と認めたときは、委員会の同意を得て委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第 6 条 委員会の事務は、学生課において処理する。

(学生図書委員)

第 7 条 委員会の指導の下に、学生の読書活動及び図書館利用促進のために学生図書委員を置く。

- 2 学生図書委員は、各クラスの中から 1 名選出された学生で、その任期は 1 年とする。
- 3 学生図書委員は、次の事項を担当する。
 - 一 図書館と各クラスとの連絡に関すること。
 - 二 その他図書館行事等に関すること。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、図書委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年12月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年3月20日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年9月24日から施行し、令和7年4月1日から適用する。